

第二百三回国 参議院 内閣委員会 會議録 第三号

令和二年十一月二十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十八日

辞任

岩本 剛人君

宮島 喜文君

塩村あやか君

十一月十九日

辞任

山田 太郎君

難波 奨二君

十二月二十日

辞任

松山 政司君

補欠選任

松山 政司君

岡田 直樹君

難波 奨二君

補欠選任

高野光二郎君

塩村あやか君

補欠選任

渡辺 猛之君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

森屋 宏君

酒井 庸行君

徳茂 雅之君

木戸口英司君

平木 大作君

矢田わか子君

委員

大家 敏志君

岡田 直樹君

古賀友一郎君

高野光二郎君

山谷えり子君

和田 政宗君

渡辺 猛之君
小沼 巧君
塩村あやか君
杉尾 秀哉君

国務大臣

河野 太郎君

内閣官房副長官

岡田 直樹君

内閣官房副長官

宮崎 一徳君

事務局側

宮崎 一徳君

本日の会議に付した案件

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森屋宏君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、宮島喜文君、岩本剛人君及び山田太郎君が委員を辞任され、その補欠として岡田直樹君、高野光二郎君及び渡辺猛之君が選任をされました。

○委員長(森屋宏君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職

員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野国務大臣。

○国務大臣(河野太郎君) おはようございます。ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年十月七日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり、期末手当の支給割合について、年間〇・〇五月分を引き下げることが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものがあります。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与と改定に併せて、必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

内閣総理大臣等の特別職の職員の期末手当について、一般職の職員の給与と改定に準じて引き下げることとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(森屋宏君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一) 一般職の職員に関する法律の一部改正

第一条 一般職の職員に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第十九条の四第二項中「百分の百三十一」を「百分の百二十五」に、「百分の七十七」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百三十一」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に、「百分の七十一」を「百分の六十五」に、「百分の三十七・五」を「百分の三十二・五」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の三十二・五」を「百分の三十五」に改める。

(二) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百三十一」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十七」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(三) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

第五条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百一十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百三十一」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十七」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百三十一」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十七」を「百分の百六十五」に改める。

附則第一項を削る。

附則第三項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項を削る。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。
第七条の二ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、子どもための予算を大幅に増やし、国の責任で安全・安心な保育・学童保育の実現を求めることに関する請願(第一三一号)(第一三二号)(第一五〇号)

第一三一号 令和二年十一月十日受理

子どもための予算を大幅に増やし、国の責任で安全・安心な保育・学童保育の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都目黒区 新堀克子 外九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第一三二号 令和二年十一月十日受理

子どもための予算を大幅に増やし、国の責任で安全・安心な保育・学童保育の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 藤原尚子 外三百十五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第一五〇号 令和二年十一月十二日受理

子どもための予算を大幅に増やし、国の責任で安全・安心な保育・学童保育の実現を求めることに関する請願

請願者 さいたま市 岡田幸江 外九百九十七名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。